

学校生活の心得

令和6年4月1日改訂

学校生活の心得は、本校の生徒諸君が規律正しく有意義な高校生活を送るためのものです。

1. いちりつ高校生としての自覚と誇りをもって学習・学校行事・部活動等に積極的に取り組もう。
2. 将来への展望をもって、今をよりよく生きる努力をしよう。
3. 青年期は一生の友のできる時期である。親しい仲にも礼儀を忘れず、お互いに尊敬し合い向上するような友情を育てよう。
4. 言葉は人の品位を表すものであり、また人間関係に影響を及ぼすものである。自他尊重の立場に立ち、場合に応じた話し方をしよう。
5. 服装・頭髪は学業の途にある者として清楚にしよう。
6. 学校の内外を問わず、挨拶する習慣をつけよう。校内ではお互いに挨拶を交わし、教職員・来客に会釈をするよう心掛けよう。

【学校生活】

- (1) 始業(HR)10分前までに登校し、1日の学校生活に備えて準備をする。
- (2) 朝礼や諸集会では迅速に集合し、集まった主旨を理解して私語を慎む。
- (3) 毎時始業のチャイムまでに速やかに着席し、授業の準備をする。いつまでも廊下に留まらない。
- (4) 自習時間には、先生の指示に従って教室で静かに勉強し、その時間を有効に使う。
- (5) 職員室・準備室等に入る時は、ドアをノックするか声をかけ、許可を得て入室する。
- (6) 学校内外の美化につとめよう。
 - (イ) ゴミを出さないよう1人1人が気をつけ、公共の場所・物品を汚したり、傷つけたりはしない。
 - (ロ) 清掃は当番を決め、協力して丁寧に行う。
 - (ハ) 清掃終了後、用具を点検し所定の位置に整頓し、担当の先生に報告する。
- (7) 公共物を大切にし、決して故意に破損してはならない。もし誤って器物を壊した時は、すぐ先生に届け出る。場合によっては弁償する。
- (8) 生徒間の用具・物品などの貸借をむやみにしない。特に金銭の貸借は友人関係を損なうこともあるので避けること。
- (9) 紛失物及び拾得物については直ちに先生に届ける。
- (10) 閉門時刻までに、特別に許可を得た生徒以外は下校する。
- (11) 電車・バス内では公の場所であることに留意し、他の乗客の迷惑になることをしない。道路では交通ルールを遵守する。
- (12) 自転車通学は自転車保険に加入した上で学校の「自転車通学申請書」を生活指導部に提出し、許可された者だけが認められる。
- (13) バイク・自動車による通学をしない。これに違反した者及び悪質な交通違反をした者に対する指導規定は別に設ける。
- (14) 校外で生徒同士の集まりをもつ時は、節度をもつようにしよう。
- (15) アルバイトは、原則禁止とする。やむを得ずしなければならない場合は、担任の先生とよく相談して、アルバイト許可願いを生活指導部に提出する。
- (16) 携帯電話の使用については、マナーをしっかりと守ること。